八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾　進夫
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　26,700
定価　1部5円

近代化への基盤固る
市財政の十年を顧みて

当市は去る四月市制十周年を迎え、新たなる勇気と確信を以て理想都市建設へと大きな希望をいだいて再出発しました。この十年間皆様と共に重ねてきました粒々辛苦の跡をふりかえってみる時、財政を通じて市政発展の力強い息ぶきを感じます。

この意義深い年に当り、その一つ一つを思い浮べ、改めてそのご協力に感謝すると共に皆様の市政に対するご理解を深め、更には今後に処するための指針ともなれば幸です。

当市は昭和二十三年戦後の混乱期にいち早く近代都市の建設を目ざして誕生しましたが終戦により決定的に方向づけられた自治体民主化は、従来国の行っていた仕事の大巾な市町村への委譲となって現われ、とりわけ自治体警察の設立と、六三制教育の実施に伴う施設の整備は、好むと好まざるとにかかわらず、その受入れを必要としました。

当時をふりかえると窓硝子もなく、雨風の吹きさらす中で、すしずめ授業を受ける生徒の姿が目に浮び、またそのために日夜頭を痛めたことが思いだされます。しかし当時市の自己財源は一般人件費と事務費を賄うにも事欠く有様で、これらの山積する財政需要に対しては、国からの配付税と市債をもって、これにてあるの外なかったのであります。そしてこのような乏しい財源をもって如何にして高度の行政効果を挙げ、また如何にしてこの貧弱な財政力の伸張を図って行くかが、当市財政運営の重要な課題でありました。

過去十年間、一貫してとってきた八尾市財政運営の特色は、一般経常経費は常に経常収入の九〇％前後に抑え、臨時的経費の財源は殆んど市債、補助金等の臨時収入で賄ってきた事です。そしてまた剰余金の一部は、必ず減債基金その他に積み立て、残りは災害等不足の経費の財源として翌年度へ繰越し、年度間の財政を調整することによって、均衡財政を貫いてきました。特に地方財政の危機が叫ばれた二十九年度には、いち早く全国に例のない緊縮条例を制定し従来の慣習をすてて、一切を挙げて緊縮の途を真剣に考え、爾後の健全運営と財源の有効使用の基本を築いてきました。

以上のように当市財政運営の十年の歴史は、全く茨の道でありましたが、その後財政の運営を通じて、営々培ってきた財政力の基盤は、懸案の大同合併を可能にし、またこれに伴う新市域開発の原動力となったのであります。そして、その上に繰りひろげられた住宅、工場の誘致による財源培養の効果も年と共に現われ、市民の皆様の積極的な協力とあいまって今日市税においても市制発足当時の約四倍となり、一般財源の年々伸張率も府下衛星都市の伸張率と比較して見ますと、昭和二十四年を一〇〇とした場合、三十年度の府下衛星都市の指数二三七に対し当市は二九五の指数を示しています。この一般財源の伸びを反映し歳出規模も昭和三十三年度には、市制発足当時の実に五倍となり、隣接市町村との大同合併による行政運営の合理化と、綜合開発の進展に伴う将来の発展は誠に期してまつべきものがあると考えられます。

（昭和三十二年度財政事情の公表は二、三面に掲載）

第一図　市税と財政の伸張状況表

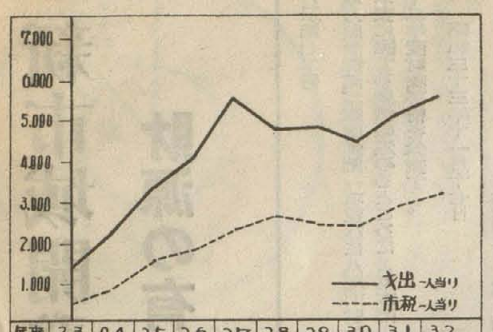

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
支出人当り	一、三九	二、四三	三、二九	三、九五	五、四四	四、六五	四、七三	四、八〇	五、四四	五、六五 円
市税人当り	四三〇	七六八	一、四九八	一、七四	二、四五	二、五四	二、七二	二、四四	二、八二	三、二八 円

第二図　十年間の累計に現われた投資的経費表
過去十年間のそれぞれ目的別の事業費を合計した内訳です

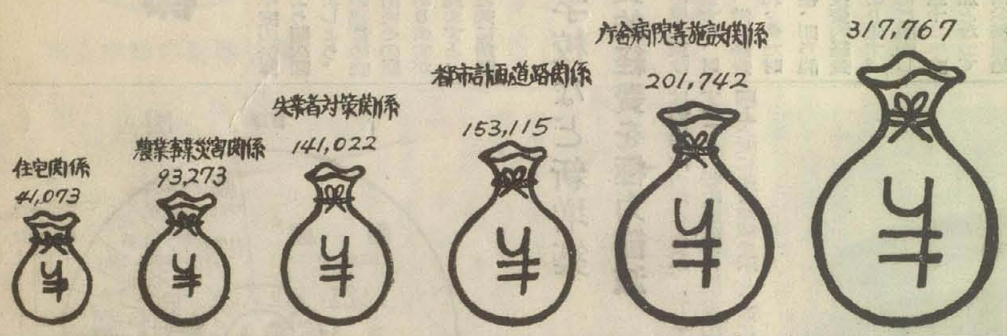

森林の立木伐採には届出を

森林の立木を伐採して使用したり収益にするときは、森林法第十五条の規定によって、伐採する日の六十日前までに届出書を知事に提出して許可を得ることになっていますから、立木を伐採するときは必ず届出をして下さい。

届出の用紙は市役所農林課指導係に用意しています。

人命救助者表彰

十一月十四日午後二時から市長室で人命救助をされた次の方々が表彰状を受けられました。

西村英明（大正）福永発（大正）貴島庄次（楽音寺）望月ムメノ（竹淵）畑中勲（恩智）角田慶市（竹淵）

人権を守るのは私達
第10回人権週間
十二月四日から十二月十日まで

来る十二月十日は今から十年前の一九四八年（昭和二十三年）十二月十日パリで開催された第三回国際連合総会で「世界人権宣言」が公布された記念すべき日です。世界各国では毎年この日を「世界人権デー」として、いろいろな記念行事が行われます。わが国でも国際連合の一員として法務省や全国人権擁護委員連合会が中心となって、例年十二月四日から十日までを「人権週間」として世界人権宣言の普及と人権尊重思想の高揚に努めていますが、本年は十周年に当りますので例年より積極的な運動が展開され、民主々義の基礎を強固にするよう努力されています。

人権は人類普遍

世界人権宣言は基本的人権の保障についてすべての国の人民及びすべての国が達成するための共通の基準を宣言されたもので、前文及び本文三十カ条からなり「人身の尊重と価値」を強調し、すべての人がもつ権利と自由を詳細に掲げています。この宣言の最も重要な意義は、それまでそれぞれ一国内一民族の問題にとどまっていた人権問題が始めて国際的スケールでもってとりあげられ、人類普遍のものとして基本的人権の確立が希求されたことにあります。

わたくし達の憲法は世界人権宣言が公布された日よりも前、即ち昭和二十一年十一月三日に公布されたにも拘らず、その抱懐する基本的人権尊重の理念は、世界人権宣言の趣旨をほとんど網らしているので進歩的世界的な憲法としてたたえられています。

人権は相互尊重

この憲法施行以来国民の間に基本的な権利が擁護保障されていることの理解と認識とは相当しん透したかのように見受けられますが、最近人権擁護に関する問題についても、その立場々々の主義がお互に妥協できない異なる部面を持って来ているように思われます。殊に暴力粗暴犯罪の横行、集団運動の越軌行為等人権を軽視するような考え方が頭をもたげて来ているような傾向があります。この考え方を防ぐためには国民一人一人が真に自他の人権に目覚め自身の人権を主張するだけの自覚と勇気とを持つことが先決問題でありますが、わたくし達の日常生活を振り返りますと、まだまだ封建的意識や慣習が根強く残り、人間としての自由や権利を主張することを躊躇していないでしょうか、この機会に反省してみましょう。

基本的人権はわたくし達自身が不断の努力によって擁護しなくてはならないことは勿論ですが、同時に国家も積極的に擁護伸張を図らなければならないことは憲法にも明定されていますので、この使命達成のために法務省に人権擁護局が、また下部組織として法務局に人権擁護部が設置されています。しかし人権擁護の仕事の性質からして、その遂行には独り役所の力だけでは不充分なので、その完成にはどうしても民間の協力を得なくてはならない事業であり、殊に人権侵犯事件はその性質上一般国民の日常生活の中に発生する関係上、民間と接触する第一線の人的組織が必要となります。そこで市長の推せんにより人格識見高く、広く社会の実情に通じ、その仕事に理解と熱意のある方の協力を願うことにして、人権擁護委員が法務大臣より委嘱されています。現在当市には末記四名の委員がおられます。

相談所を開設

法務局や人権擁護委員は常に人権尊重思想の普及高揚を図るため、各種の方法で民主主義思想の育成に努められるとともに、人権相談所を開設していますが、当市の委員は自宅で人権相談に応じたり、毎月第三水曜日には必ず市役所で人権相談所を開設して、みなさんの自由や権利が侵犯されることのないようどんな事柄でも相談に応じ、若し侵されたような場合には進んでその調査をし救済に当つておられます。

人権を侵害された方、または侵害されるおそれのある方は最寄りの人権擁護委員か法務局に常設されている人権相談所を十分にご利用下さい。（詳細は市役所広報課へお問合せ下さい）

人権擁護委員

武田京三　八尾市久宝寺二六三二（電話三三五九）
池田智　八尾市八尾一二三（電話三八二八）
上田由松　八尾市植松一三七〇（電話三五四六）
米沢保　八尾市弓削四五四ノ一

12月 相談日の変更

来月第三水曜日（十七日）定例の相談日を繰上げて特に人権週間中の十二月八日（月）午前十時から四時まで市役所内の相談室で開設されますからご諒承下さい。

歯の矯正無料相談
12月4日までの毎木曜日

市立病院の歯科では、従来の歯科治療のほかに矯正治療を始めることになり、十一月十三日から十二月四日までの毎週木曜日に、午後一時から午後五時まで無料相談を行っています。

歯の矯正とは口元の形を整え、歯並びをきれいに揃え、むし歯や歯槽膿漏になるのを防ぎ、発音を明瞭にすると共に食物をよく噛めるようにして健康を一段と増進させようとする医学です。すでに第一回相談日の十一月十三日には八名の方がご相談においでになりました。男女の比は五対三で、年令別に見ますと十代四名、二十代四名となっています。二十代になると骨の発育が完成され、また不正咬合からくる歯槽膿漏や、そのほかの疾病が重なって治療しにくくなるので、社会に出て始めて自分の歯列に気がつき、来院するときには、すでに治療が困難なときがありますから、小中学校在学中の間に保護者の方が十分注意をされることが望ましく思います。

うけ口や出歯で歯がゆがんでいたり、前歯が開き、また歯が重なっていて口元がおかしく気になる方で矯正治療をご希望になるときまたは歯の治療でご相談においでの方は、ぜひこの機会をご利用下さい。

相談には、阪大歯学部矯正科、延原助教授と市立病院の立山歯科医長が当っています。

入院と手術施設を完備
南高安診療所

南高安診療所では手術室と入院室を完備し、内科、外科を問わずご利用頂けるようになりました。

従来診療所の運営についていろいろとご迷惑をおかけしましたが手術設備の充実で市民の皆さん方に、気軽に最も進んだ近代医学の治療によってご満足願えるよう努力しています。特に手術に際しては市立病院長林秀雄氏のご好意により協力して頂くことになっています。なお入院中の食事については給食設備がありませんので自炊をして頂きます。

診療所では従来の内科、外科、小児科、レントゲン科のほかに眼科、耳鼻咽喉科の診察にも応じていますので、一層のご利用とご協力をお願いします。

貧しい人に愛の手を
歳末助け合い運動
十二月一日から二十日まで

これから寒い冬に向いますが、極寒の中を飢餓と寒さにふるえながら年の瀬を越さねばならない人達が、私達の住む街にもたくさんおられます。

苦しい生活に耐え貧困と戦いながら日々を送っておられる方々に温い愛の手をさしのべ、少しでも楽しく明るい正月を迎えていただくため、今年も来る十二月一日から二十日まで歳末助け合い運動が全市にわたって展開されることになりました。

昨年はみなさん方の温いご援助により総額三十五万円にのぼる救護の金品が寄せられ、福祉事務所では早速市内の被生活保護世帯に十万円の品物、養護施設に入っている人達や長期療養中の生活困窮者に五万円の見舞金、その他の貧しい人達に二十万円のおもち代をそれぞれお配りしました。

今年も、私たちと同じ町に住んでいる生活困窮者のかたたちが、少しでも楽しいお正月を迎えられるよう温いご支援をお願いします。なお福祉事務所では十二月二十日まで救護の金品を受付けています。

第四次自衛官募集
二等陸海空士

防衛庁では本年度自衛官の第四次募集をつぎの通り行っています

募集人員　二等陸士約七〇〇〇名、二等海士約二五〇名、二等空士約七五〇名

応募資格　昭和九年三月二日から昭和十六年三月一日の間に生まれた日本国籍の男子

試験科目　中学校卒業程度の学力

筆記試験（国語、数学、社会）

身体検査及び口述試験

採用時期　昭和三十四年三月下旬以降

募集日程　受付＝昭和三十三年十一月二十日から翌年一月十四日まで　試験＝昭和三十四年一月二十日から二月五日まで

用紙交付と受付場所　市役所庶務課

少年自衛隊

また今月一日から十二月十五日までの間、少年自衛隊員を募集しています。採用予定人員は三等陸士約五二〇名、三等海士約一二〇名、三等空士約六〇名です。応募資格は十五才から十七才までの中学校卒業または卒業見込の男子で、試験は第一次試験が来年一月七日に第二次試験は同月二十一日に行われます。

入隊は来年四月上旬の予定で、初任給が約五、七〇〇円で営内居住、被服食事が支給され、約四年後に三等陸、海、空曹に昇進できます。応募される方は市役所庶務課に志願票がありますからおいで下さい。

お米の通帳が変ります
十二月一日から

皆さんが今使っておられる一般消費者用主要食糧購入通帳は十二月一日で切換えられます。

この通帳は米穀配売店を通じて市役所へ返えして頂き、新しい通帳が交付されます。この新しい通帳の交付期日については、米穀配売店によって多少くい違いがありますからご了承下さい。なお、通帳を自宅で保管されておられる方は十一月末までに必ず配売店へお届け下さい。

局内番号変更
八尾電報電話局

十二月一日から八尾電報電話局の局内電話番号が次のとおり変ります。電報申込、料金受付、苦情受付などの係の電話番号も変りますからお知らせします。

局長二六一一、庶務課長三〇一一、庶務係三二一一、機械調整係三五一一、試験係二九二一、構内交換電話二五一一、加入受付二一〇〇、料金受付二三四二、電報配達二一四二、電報申告二〇四二、苦情受付（業務課長）二〇〇〇、線路宅内課長二四一一、線路詰所二四四二、電力係二五四二、電話運用二八一一。

新市域開発が重点
財源の有効使用を目標

告示第七二号

地方自治法第二四四条第一項並びに八尾市財政事情の公表に関する条例の定めるところにより本市の昭和三十三年度財政事情を公表する。

昭和三十三年十一月十七日

八尾市長　脇田機松

最近の地方財政

底なし沼の深みに落ち込んだように、悪化の一途をたどっていた地方財政も、地方団体の懸命の努力により、また、政府もこの対策に乗り出して、漸く三十年度において赤字の累増を喰いとめ、引続き三十一年度においては、その赤字を一まず財政再建債に肩替りすることによって、健全化の基礎を固める努力が払われたのであります。そして、三十二年度においては、経済界の好況も幸いして、国の予算は二千億減税、一千億積極施策と賑々しい振れ出しで編成されたのです。この方向を受けて、地方税もかなり伸び、地方財政においてもここ数年間、何者をも犠牲にして、收支の均衡保持に躍起となっていた状態から、ようやくぬけ出し、「合併促進法」による、自治体の再編成とあいまって、その要請するところに従い、一体的、長期的な見地よりする合理化により、極力新市の綜合開発のための、投資的経費の充実に努めることが、最も重要な課題となってきました。

新市建設計画に邁進

このような状況下、昭和三十二年度においては、当市においても立地上、密接不可分にあった、旧志紀町の合併を機に、綜合的建設計画のもとに、機械化の導入による事務能率化と、行政事務の合理化を図ると共に、過去十年間涵養し、造成されて来た当市財政を綜合し、挙げて、懸案の都市計画事業、庁舎、学校建設事業を始めとして、新市建設の基本的事業等の完成に投入したのです。

このような昭和三十二年度の決算を容易にご理解頂けるよう順次図表を以ってご説明しましょう。まず第三図をご覧下さい。この表は合併前後における才出をその経費別に分類したものでありますが、まず各年度の総経費を見ますと、年々当市財政力の伸張と共に飛躍的に膨脹しています。

曙川中学校など新増築
消費的経費を極力節減

才出の構成割合の推移を見て頂けばお判り願えると存じますが、財政運営に対する努力は、常に経費の効果的使用にそそがれ、また財政構造上における健全性、即ち消費的経費の節減による投資的経費の充実につとめたのであります。では、各経費別に簡単にご説明しますと、まず人件費は三十二年度において相当大巾な増加となっていますが、これは四月に公務員給与ベースの改訂があったための已むを得ない増加なのです。

投資的経費
飛躍的に増加

次に行政経費及び一般物件費では約二百万円の増と なって おりますが、行政経費の増加は約百万円の増となっています。この内行政経費は行政水準の向上と共に年々増額を示し、逆に一般物件費では約二百万円の節減を行いましたが、行政経費の増加のため差引百万円の増となりました。当初予算編成後給与改訂による人件費の増額分を事務合理化による一般物件費の節減によって賄うべく、鋭意規制に努めましたが、事務能率を上げるための機械購入等特殊支出もありましたので予想した節減のできなかった事を大変遺憾に思っています。

事業経費につきましては、三十二年度において飛躍的な増加となり、前年度に比し七割の増、三十年度に比しては実に約三倍の増加となりました。これは数次にわたる合[illegible]による急激な職員数の増加により、(合併による引継職員一三〇名)事務量が著しく狭隘となり、苦しい自己財源、かつまた所々に[illegible]離吸容している[illegible]め、各行りつつある南山本地区に、新制中学校を新設する他、校舎の老朽のため、或は市の発展に伴う人口の社会増を反映し、各学校共教室の不足が相次いで生じましたので、その中特に授業に支障のあるものにつき各々改築並びに増築することとしたものです。曙川中学校の新設は、同校が曙川小学校に併設され貧弱な施設に放置されていたが合併された今日、この地域が当市住宅建成の中心地であるため生徒の急増により悩んでいる八尾中成法中学等の不正常授業を緩和する一石二鳥をかねて建設されたものです。

その他土木費は、一体性確保或は

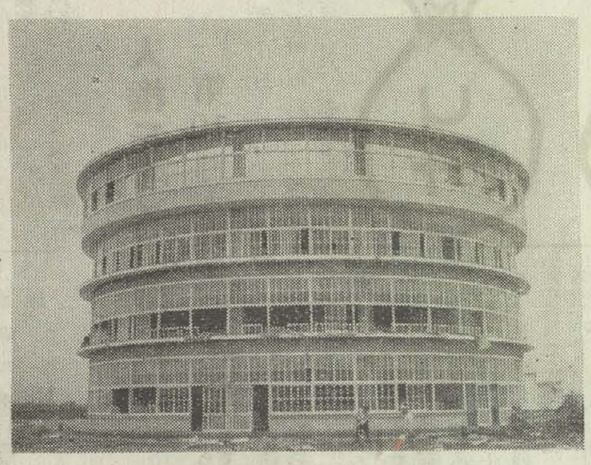
近代様式による曙川中学校

自己水源の増強
計画工事着工

概況

本年上半期では、給水人口の増大に伴い、配水量は昨年上半期に比して六五九、〇六六立方メートル増加しています。有收率は昨年度の七十パーセントを維持できるよう量水器取換工事を極力行い、既に一、二七五個の故障メーター取換を行いました。下半期もより一層整備し有收率の増大を計るよう努力します。

状況公表

水道業務

経営成績は、昨年上半期の総資本利益率〇・六七パーセントが本年度では一・二五パーセントと向上しています。有收率は昨年度末の流動比率一七〇パーセントに比し、一三〇パーセントに低下し、資金ぐりの逼迫を反映していますが、これは自己資金を建設工事に投資した結果です。

建設工事は、本年度は第二回拡張事業施行二年目であり、起債四千五百万円の許可を得て現在計画工事を進めています。上半期では竜華水源地に鑿井一基、鑿井用取水及び送水ポンプ据付、導配水管及び電気設備工事を、八尾水源地では導配水管及び送水ポンプ取付、沈砂槽工事が完成しました。

本年度計画は自己水源増強工事を主眼としていますから、今後下半期で予定の鑿井、濾過地築造、電気設備工事とこれに伴うポンプ室上屋増築等を行い、極力自己水増強に努め独立採算を確保するため経営の合理化をはかっています。

工事(第二回拡張工事)

鑿井築造　一、二八七、四八八円

竜華水源地　第四号鑿井一基築造及び付属工事　三九九、一〇六円

取水ポンプ取付　一、〇九二、三〇〇円

取水ポンプ電気設備　竜華水源地鑿井用水中ポンプと電力設備　二、二四〇、二〇六円

送水ポンプ取付　竜華、八尾水源地送水ポンプ各一台取付　三、二五九、二一三円

導配水管工事　八尾水源地洗滌管及び配水管布設工事等　五四八、四七九円

沈砂槽工事　八尾水源地沈砂槽製作、据付　配水管布設　一、二一六、〇七七円

教興寺、高安、穴太、万願寺の配水管工事　一、〇九八、九八〇円

給水戸数　一六、八〇四箇

量水器　(単位円)

営業収入　営業収益四三、四三二、七三二

付帯事業収益　五、二三七、九六一

営業外収益　一七四、五五四

合計　四八、八四五、二四七

事業費　(単位円)

営業費用二八、四七五、一〇三

付帯事業費五、〇〇〇、八二五

一般管理費八、七九五、九五七

営業外費用三、七二三、八八九

合計　四五、九九五、七七四

会計

重要契約　物品購入二〇万円以上

八尾水源地鑿井工事現場

器具備品費　三八七、九四〇円

工具、器具、備品費　七〇八、四七五円

その他諸費　一一、一三九、二八四円

合計

業務

業務量　(単位立方メートル)

受水量　三、〇八八、一五四

自己原水　一、四三九、二二九

府原水　七六九、八七〇

府浄水　八〇四、三六〇

大阪市浄水　七四、六九五

配水量　二、九〇三、五二八

一日平均　一五、八六六

一日最大　二三、〇四三

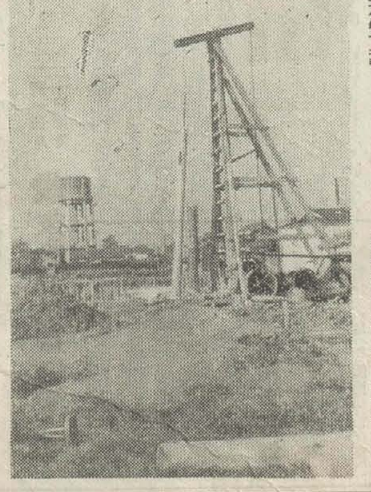

○直結式五〇馬力タービンポンプ一台　六九四、〇〇〇円

○両吸込タービンポンプ一台、付属品共　八二〇、〇〇〇円

○鋼板九一三二キロ、型鋼二四七九キロ、樺鋼一二六キロ　五〇七、六一九円

○ワーマツクベンチユリメーター一台　三九五、〇〇〇円

○量水器(一三ミリ)三四三箇　五〇〇、七八〇円

○短管外八七本七四六、三四〇円

○量水器(二三ミリ)五〇〇箇　七二〇、〇〇〇円

○制水弁　経三五〇～二〇〇　一二箇　三八六、一〇〇円

○減圧弁(三五〇ミリ)一台　三五〇、〇〇〇円

○直管　経三五〇～二五〇　三五本外一、一八七、六八〇円

○潜水モーターポンプ三五馬力一台　一、〇九二、三〇〇円

○鑄鉄異型管外三七本　二〇五、七五〇円

○直管　経三〇〇～二五〇、一八本　三九四、〇八〇円

○一九五八年式トヨペットマスターライン一台八八四、三三〇円

工事請負契約　二〇万円以上

○三重濾槽　組立加工据付、配管工事　五五五、〇〇〇円

○竜華、八尾水源地ベンチユリメーター改造　五一〇、〇〇〇円

○竜華水源地鑿井　八五〇、〇〇〇円

○教興寺～高安配水管布設　三〇五、〇〇〇円

○八尾水源地洗滌管布設　二五四、八〇〇円

○八尾水源地沈砂槽製作　二二八、二四五円

企業債及一時借入金の概況

(イ)企業債(当期分)(単位円)

償還額　三、六〇二、九九二

繰越未償還額　一〇〇、四三七、二二二

(ロ)一時借入金

借入額　二二、〇〇〇、〇〇〇

返済額　四、〇〇〇、〇〇〇

繰越未償還額　一八、〇〇〇、〇〇〇

附帯事業

新設増設工事　六六六件

修繕工事　四、五七二、七六〇円

五、六四二件

三三一、九九〇円

合計　六、三〇八件

四、九〇四、七五〇円

昭和33年度上半期損益計算書 (33.4.1～33.9.30)

1.営業収益	43,432,732	5.一般管理費	8,795,957
2.附帯事業収益	5,237,961	営業利益	6,398,808
合計	48,670,693	6.営業外収益	174,554
3.営業費用	28,475,103	当期総利益	6,573,362
4.附帯事業費	5,000,825	7.営業外費用	3,723,889
営業経費	33,475,928		
営業総利益	15,194,765	当期純利益	2,849,473

昭和33年度上期貸借対照表 (33.9.30現在)

資産の部		資本の部	
固定資産合計	207,601,294	資本金	190,380,415
流動資産合計	20,695,125	剰余金	10,630,166
資本合計	**228,296,419**	資本合計	201,010,581
負債の部		**負債資本合計**	**228,296,419**
固定負債	1,401,978		
流動負債	25,883,860		
負債合計	**27,285,838**		

年度
市の公表

年の経費別比較表 (30、31年旧志紀町の経費を含む)

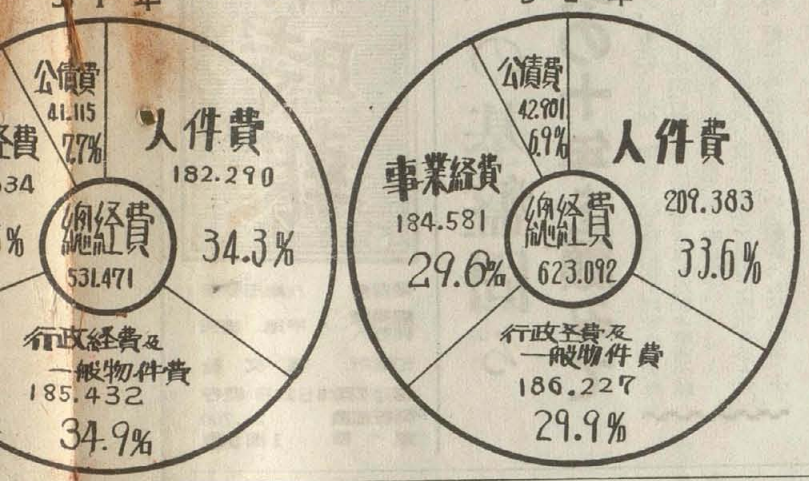

標準都市より低い
市民の税負担額

前述の色々な費用を賄うため市民の皆様にどれだけの負担をして頂いているでしょうか。第五図をご覧下さい。これは直接皆様にご負担願っている市税収入の内訳です。市税は総収入の約五割強大体半分となります。この市税収入と比べますと遺憾ながら標準都市よりも大分低いのです。これは他の都市に比べて市民の平均所得の低いことにもよるものですが、当市の経済基礎も脆っておりませんので、大きな会社、工場もなく大きな産業もありません。従って

西郷一植松を結ぶ幹線道路

綜合開発の見地から最も急がれる合併町村と当市の幹線道路を結ぶ路線の整備などで、すべて直接、間接に、住宅、観光、産業をあわせ持つ新市建設のための基本的事業であります。

借入先別現在高表

(単位　円)

保険[illegible]	公[illegible]	募	その他	合計
[illegible]		一	一	17,716,708
[illegible]000		28,851,000	一	145,680,743
[illegible]		一	4,300,062	5,300,062
[illegible]00		[illegible],000	一	33,629,631
[illegible]		一	一	8,346,955
[illegible]000		一	一	28,992,849
[illegible]986		1,000,000	一	831,785
[illegible]785		一	一	13,094,456
[illegible]		5,[illegible],000	一	253,293,189
[illegible]771		43,971,000	4,300,062	
[illegible]000		7,710,000	一	73,388,480
[illegible]		一	一	800,000
[illegible]771		51,681,000	4,300,062	327,481,669

昭和32年度 財政事情の

第三図　最近三カ年間の

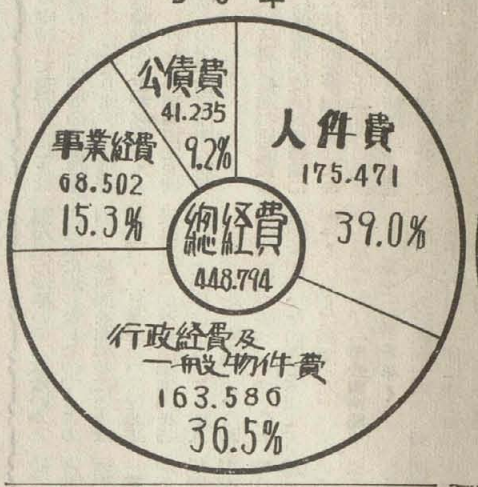

る会計による急激な職員数の増加により、（合併による引継職員一三〇名）事務室が著しく狭隘となり、苦しい自己財源、かつまた所々に離散収容されていることの、各行政間の連絡、統一的な指揮が思う様にうまく行われない悩みがあり、ひいては皆様にご不便或はご迷惑をおかけすることになりますので、やむなく新庁舎の増築をすることにしました。

教育施設関係の費用としましては、当市の中心的な住宅地帯となる

増築完成を見た志紀小学校

いているのでしょうか。第五図をご覧下さい。これは直接皆様にご負担願っている市税収入の内訳です。市税は総収入の約五割強大体半分となります。この市税収入を市民一世帯当りにしますと、一四、二一二円、一人当りでは三、一一六円となっていますが、全国の同人口市平均では一人当り三、七九六円で、八尾市の市税収

第五図　決算市税収入内訳表

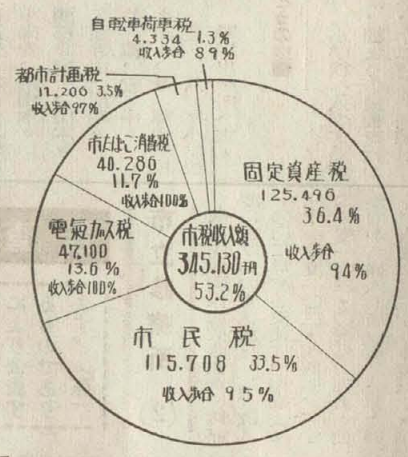

他の都市に比べて市民の平均所得の低いことにもよるものですが、当市の経済基礎も整っておりませんので、大きな会社、工場もなく大きな産業もありません。従って市税だけでは市の行政ができませんので国から地方交付税や補助金をもらったり、市債を借入れて不足をおぎなっています。

赤字に悩む病院事業

健全財政の確立が急務

更にサービスの向上を

公的医療機関における財政事情の窮迫については、昨年度の財政白書でご説明申し上げた通りであります。当病院も常にサービスの向上と経営内容の合理化による冗費節減により、健全な病院の経営を目標にして努力してきましたが、昭和三十二年度では別表に示すとおり総額八一七万円に及ぶ歳出の超過となりました。

勿論病院財政窮迫の主因が、昭和二十六年十二月以来据置かれた社会保険診療報酬の点数単価にあることは、この改正問題が昭和三十二年春以来、重要な政治問題としてクローズアップされ、約一年に及ぶ正余曲折を経て今年六月厚生省告示第一七七号で健康保険診療報酬の改訂が告示されるに至った経緯から見て明らかです。

この単価問題に終止符を打たれた以上病院としては、与えられた客観情勢の下で、如何にして医療設備と診療サービスの充実を図り、併せて病院財政の健全化を実現するかに問題が終られた訳です。

ここで市立病院の過去五カ年間の実績を財政的に分析して見ますと次の通りです。

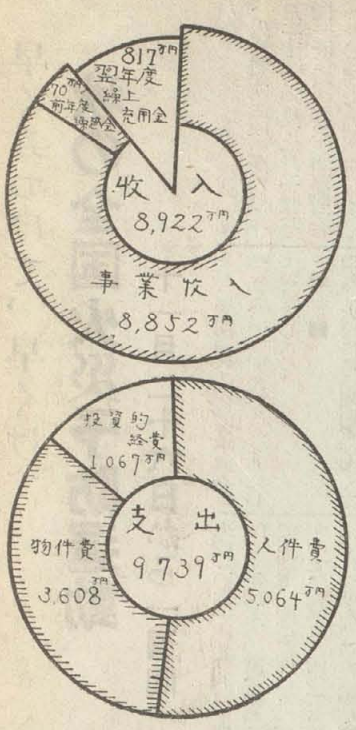

市立病院の財政状態

一日平均四〇七人

施設拡充と患者数の推移

昭和二十八年当時の診療科目は内科、外科、産婦人科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚泌尿器科、歯科、放射線科の九科で病床数一七七床でしたが、昭和三十一年に整形外科を新設して十科を数え、同年末新館病棟を新設して二二七床に増加し、更に翌三十二年三月伝染病棟六六床を加えて現在の二九三床となりました。この間患者数の推移を見ますと、外来患者は昭和二十八年の一日平均二一九人より昭和三十二年の四〇七人と年々一〇～二三%の増加率を示していますが、外来診療設備の患者受入能力の限界に近づきつつある徴候が漸く見られるようになりました。一方入院患者数においてはベッド数の制約により区々ではありますが年間五～二〇%の順調な増加率を示しています。

一方これ等患者のうち、社会保険患者の占める割合は、年々増加の一途をたどり昭和三十二年の実績で外来患者で七九・九%、入院患者では八二・八%を示しています。これは今後国民健康保険の普及と、社会保障制度の拡充により急増の傾向にあり結局病院収入の百パーセント近くを社会保険診療報酬に待つ日も遠くないものと推測されます。

しかし前に述べた病院施設の増築資金は昭和三十二年度まで市債の未償還元金総額七〇一三万円を抱え、この償還金額は年間一二〇〇万円以上に及び、昭和三十二年度においてはその金額を一般会計に仰いだ実情であり、病院企業債元利償還金の財政上の過重負担は独り当病院にとどまらず公立病院共通の悩みであります。

職員数と人件費の関係

昭和三十二年度末での病院の職員従業員数は医師二三名、薬剤師五名、レントゲン技師二名、検査技術員三名、歯科技工士一名、マッサージ師一名、看護婦六四名、事務職員二一名、栄養士二名、その他五九名、合計一八一名となっていますが、これを一応健全財政を保ち得た昭和二十八年度の一二九名に比較しますと、人数では五七名、四四%の増加となっておりますが総人件費では二倍強の数字を示していて、歳出総額における人件費の占める割合が年を追って膨脹してきたことがわかります。

財政収支の推移

健康保険診療報酬点数単価の改正のあった昭和二十六年から二年後の昭和二十八年度の病院財政は、歳入総額五九八三万円をもって企業債元利償還金を含めて総ての支出を賄って収支相償う状態にあったのですが、昭和二十九年度では、企業債元利償還金一〇六〇万円のうち三三四万円は、一般会計繰入金をもって賄わなければならぬ状態となり、昭和三十年度は逆に二四一九万円のうち五六〇万円しか病院財政で負担することができなかったのです。以後悪化の一途をたどって昭和三十二年度は一二三六万円の金額を一般会計で負担してもらって、なおかつ八一七万円の赤字を余儀なくされる結果となり、この赤字は昭和三十三年度資金を繰上充用することにより穴うめしました。これを診療収入の増加率から見ますと、昭和二十八年度の五九八三万円から、昭和三十二年度の八八五二万円へと年間五～一五%の増加を示しながらも、これを上廻る人件費並に物件費の上昇が財政事情の悪化を誘致しているといい得るのであり、冒頭に述べた健康保険点数単価の据置きが主因をなしていることを物語るものです。

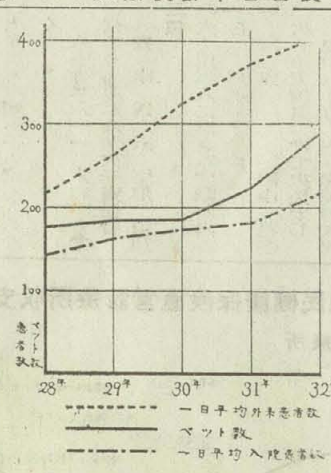

過去五年間のベッド数と患者数の推移

結論

以上概略市立病院の財政事情を申述べましたが、日進月歩の医学に即した診療設備を完備しなければならず、また老朽化した建物の更新を数年後に控えている現在、可及的速かに病院財政の建直しを目論んで日夜努力していますが、十月一日から改正点数表が実施されたため、当病院は「診療技術を重視し材料費は原価で計算する」より組立てられた甲点数表が公立病院としての性格と使命に適合しているとの判断の下にこれを採用し、従来完全看護完全給食と称して一部の誤解を招いておりました呼名も基準看護、基準給食と改め入院患者四人に看護婦一名の割である最高基準の看護サービスを実施しています。

新点数表の実施が病院財政に及ぼす影響は、日なお浅いため後日に譲るとしても、社会保険医療費が、合理化へ一歩踏み切ったことは確実で、これに伴って一段と病院経営の合理化を図り、市民の皆様方が安心してご利用願える所謂市民本位の病院とするように努めたいと思います。今後なお一層のご理解とご協力をお願いします。

各都市共通の悩み

償還期に入る公債費

西郷一橋

次に第六図をご覧下さい。この表は前述のような貧困な財政力をもって、急がれる学校建設、道路、住宅等の事業を実施して行くため、過去において大蔵省、その他金融機関より借入れた、市債の現在高を、目的別、借入先別に、分類した表です。そして、この市債の中、昭和三十二年度中において償還した額が第三図に公債費として示されている通り四千二百九十万円となっています。そしてこの公債費の問題は、ここ数年来、地方財政における最大の「ガン」として、各都市共通の悩みとなっています。即ち、終戦後大巾に自治体に移譲された国の仕事に対する財源配分を、地方債という方法で処理してきた、国の施策に基くもので、これらの地方債が三十年度頃より相ついで元金の償還期に入ってきたため、公債費は急激にふえてきたのです。政府においても漸くこの対策に乗り出し、三十一年、三十二年度において僅かながらも交付税に算入されることになってきましたが、早急に根本的改革をされるよう自治体挙げて強く要請しています。

最後に今日迄この貧窮の八尾市が均衡財政を保ち得た一つの大きな原因は市税収入表にも現われていますように、皆様の深いご理解とご協力により税金の収入歩合が非常によい率を示していることです。これらは当市の財政運営の健全性と皆様の市政への熱意を示す力強いバロメーターであると思います。

むすび

以上今年は丁度十年目の市財政事情でもありますので、今回は特に十年間のあゆみをかえりみながら併せて昭和三十二年度の当市財政事情の概況を簡単にご説明しましたが、市財政の将来についてはまだまだ研究を要する問題がたくさんあると考えられますので、市民の皆様も市財政の実態について深い関心を持って頂きまして、財政の運営についてお気付の点またご意見などがありましたらお教え願って明るい住みよい八尾市に格段のご協力をお願いします。

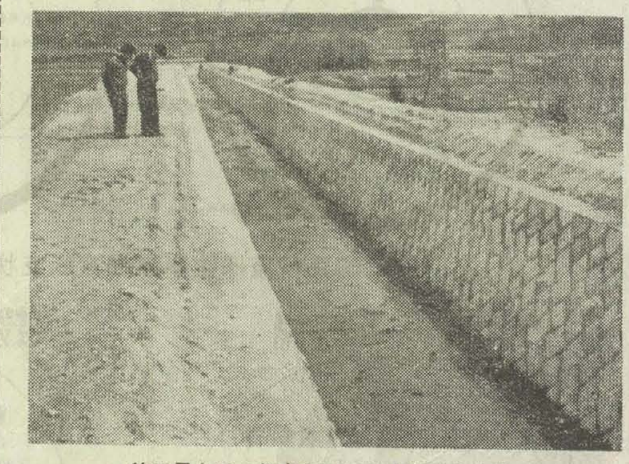
第五号台風の災害復旧による荒川谷水路

湿田解消のための久宝寺水路

第六図　市債の目的別借入先別現在

借入目的＼借入先	大蔵省資金運用部	郵政省簡易保険	公
一般会計分			
市役所費	17,716,708	—	
教育費	84,229,743	32,600,000	28,851,0
消防費	1,000,000	—	
土木費	7,909,631	16,600,00	[illegible]
農業土木費	5,546,955	2,800,000	
社会及労働施設費	10,937,863	17,054,986	1,000,0
公益質屋費	—	531,785	
その他	8,094,456	—	5,[illegible]
	135,435,356	69,586,771	43,971,0
特別会計分			
病院事業	60,678,480	5,000,000	7,710,00
国民健康保険事業	800,000	—	
合計	196,913,836	74,586,771	51,681,00

健康で明るい生活を

国保会計は収支ほぼ均衡

社会保障制度の基盤である国民皆保険の推進にあたり、政府は昭和三十五年度中に完全実施を計画し、これに伴う国民健康保険改正法案を今次国会に上提し、審議をつづけています。これと相呼応して府でも、府民皆保険促進計画を樹立して、着々と努力しています。当市も、現在の一部公営を解消し、全市民の健康で、楽しい生活を保障するため、昭和三十四年四月から全市域国民健康保険実施の準備を行っています。まず現在実施している国民健康保険事業の財政状態について、ご説明します。

全国的に、事業運営上一番問題になっているのが財政問題ですが、当市の場合は、別表の図表よりお解りになって頂きました通り、収支の結果、収入支出差引一、四七四、二五九円の黒字になっています。しかし収入の内訳を見て頂きますと、収入の中に、前年度の剰余金一、三三〇、九七〇円、また一般会計から一、三〇〇、〇〇〇円の繰入がありますから、結局昭和三十二年度の収支は、前年度の剰余金をもってほぼ「均衡を保っている」ということになります。

事業収入では、最も重要な保険料は、被保険者のご理解とご協力によって、その収納率は九九%という成績を納め、保険料収納額は被保険者一人当り四五一円となっています。

四面につづく

早くみつけて、早くけす
秋の全国火災予防運動
十一月二十六日から一週間

毎年冬季は火を取扱う機会が多く、火災発生の危険も多いので十一月二十六日から十二月二日まで全国一斉に秋の火災予防運動が行なわれ、当市でも消防車による巡行宣伝、一般家庭の火の元検査、防火座談会、防火講演会、防火作品（図画）の展示会、消防訓練などの行事を行い、火災の予防をはかるよう計画しています。私達の家庭と職場を、私達の生命を火災から守るため特につぎの事項にご注意のうえ、火災の未然防止にご協力をお願いします。

▽早くみつけて、早くけす

火災を予防するには、はやく火事をみつけてはやく消すことが大切なことは言うまでもありません。ところがこの簡単なことがなかなか実行されない現状です。消防署では火の見で日夜休みなく監視をしていますが、火の見で発見した時にはすでに家全体に火が廻っています。そこで、皆さん方から少しでも早く火事を知らせていただかないと何の役にも立ちません。皆さん方のお宅や近くで火事の場合は電話ですぐ消防署へ場所と目標をはつきり知らせて下さい。

八尾局では一一九番、東住吉、布施局では（79）二六〇〇番、柏原局では一〇一番または巡査派出所駐在所の警察電話

火事は早く消防署へ知らせるとともに初期消火の器具を平素から整えて、いつでも使えるようにしておきましょう。

▽避　難

最近は火災による死傷者が多くなっています。

❶非常口付近には物を置かないようにいつも注意しましょう。

❷年寄りや病人、幼い子供はなるべく階上に寝かせないよう特に中二階は火事の場合逃げ口のないものが多いので、こうした部屋は寝室にしないようにしましょう。

▽電気火災の防止

電気に原因する火災は、非常に多く、そのうちでも配線関係、電気こんろ、電灯、モータースイッチは特に多いので、つぎの点に注意して下さい。

❶安全器のヒューズは正規のものを使用しましょう。

❷配線がゆるんで、とゆやトタン金物などに触れていないか調べましょう。

❸コードは直接釘にかけないようにしましょう。

❹電気器具を使用したときは、後始末に注意し、不良器具は使わないようにしましょう。

❺正規の工事をしないで、配線に耐えないような多量の電気を使わないようにしましょう。

▽煙草とマッチ

火のついた一本の煙草は、吸つた時で、摂氏七五〇度、吸わない時でも四五〇度の温度になっていますので、煙草火と言っても馬鹿にはできません。これは昨年度当市火災原因の約二パーセントを占めていますから特に愛煙家の方は煙草の吸殻、マッチにご注意下さい。

▽煙突と煙道

今年十月末日まで八尾市では三十四件の火災がありそのうち煙突関係が六件を占めています。炊事や風呂場用の煙突は特に注意しましょう。

▽油類の引火

油類の引火に原因する火災も三十四件中、六件を占めています。油類の取扱いについては特につぎのことに注意して下さい。

❶自動車、オートバイ、軽単車の給油中は付近で絶体喫煙しないよう、また、ほかの火気を近づけないようにしましょう。

❷石油こんろ器具は、故障の有無を調べてから使いましょう。

❸石油こんろは、カーテン、障子そのほか燃え易いものの近くで使わないようにしましょう。

❹燃料の石油は多量に貯えないようにしましょう。

▽かまど

❶かまどやこんろは破損していないかまた設置場所は安全かよく調べましょう。

❶かまどやこんろの付近には燃え易いものを置かないよう、よく整頓しておきましょう。

▽取　灰

取灰や消し灰は安全な容器に入れて完全に始末しましょう。

防火図画入選作品―高校の部―

防火標語の入選発表

秋の全国火災予防運動行事の一つとして、一般市民の方々から防火観念を啓発する標語を募集しましたが、応募数四六七首から市教育委員会、消防署、八尾火災予防協会の各審査員が審査の結果、つぎの作品が入選と決まりました。

一位
○上げよ生産上げるな火の手
別宮　四四六　森田　幸夫

二位
○火を出すな親も子も泣く人もなく
久宝寺二六一一　木村　允

○僕のうちみんなが火元責任者
安中　四二五　尾形　重利

三位
○火の用心入にたらず我が身から
穴太　一　田中　花子

○火の始末習慣つけて火災なし
安中バルカー内　黒岡芳太郎

○よい子供おはよう、おやすみ火の用心
木戸　三三〇　島田美代子

忘れずに受けよう
ジフテリア予防注射

すでにお知らせしました通り、衛生課では今年度の「ジフテリア」一定期予防注射を行っています。

昨年予防注射を受けた方と毎年予防注射を受けている方は一回、また、来年四月小学校へ入学する児童も必ず一回受診しましょう。なお、受診料は一回二十円です。

日程表

11月25日　南高安、北高安小学校
26日　中高安、南山本〃
27日　西郡診療所、山本〃
28日　久宝寺中、用和〃
12月1日　竹渕、安中〃
2日　大正小、竜華中学校
3日　八尾小学校
4日　曙川出張所、志〃

種とうの接種

来年四月に小学校へ入学する予定の方には、種とうの接種を行っていますが、十二月中の接種日はつぎの二日です。

十二月八日　竹渕、安中小学校
九日　竜華中、大正小学校

声

大阪市バスの乗入を

（問）最近亀井、跡部太子堂地区から大阪方面へ通勤のため、バスの利用者が増えているが、朝夕のラッシュ時は満員で乗車できない者が相当ある。勤務に支障をきたすので大阪市バスの乗入れによって通勤者の便を計られたい。

（亀井地区）

（答）バス路線の認可は公営と私営を問わず、現在ある社が運行している路線に他の経営者が先に運行しているものの既得権を侵うことになりますから両者間の運輸協定などが必要となります。しかしこの運輸協定を締結させるのが非常に困難な現状です。

市議会バス運行促進特別委員会では将来の市内交通網の整備について根本的な計画を練っており、去る十一月十三日の委員会で審議をしました結果、いま直ちに大阪市バスを運行させることは先にも理由をあげましたように、なかなか実施が困難ですので近鉄バスを増発させるよう申請して運行することは後から申請して運行することは運んだ方が早いのではないかとの結論に達しましたので、この線で今後運動を進めることとなり、翌十三日議長とバス促進委員会委員長が近鉄自動車局を訪問し、この件につき強く申入れをしました。実現には、なお相当の時日を要するものと思われますので、その間ご不便ですが、しばらくご辛抱願いたいと思います。（市会事務局）

盛土工事を早く

（問）教興寺近鉄高安駅から東へ通ずる府道の一部に盛土をしているが、雨の日は泥海となり僅かな区間だが歩行に困っている。もし完成がおくれるようであれば、歩行に支障のないよう善処されたい。（一市民）

（答）お申出の箇所は元来路面が低く排水の悪い所で、地元関係者の要望もあり、現在盛土工事をしていますが置土の固定期間中に度々雨が降るため固定が遅れ一時通行に支障を来たしていましたが、今では相当固定しましたので、目下砕石を散布中ですから近日中には通行に支障のないよう路盤の調整をします。（府八尾土木出張所）

× × ×

監査公表

この監査公表は地方自治法第百九十九条第八項の規定により公表するものであります。（係）

市立診療所（2）

次に国保関係施設診療所の両年度における収支状況として、収入一〇〇に対する支出は、南高安で三十一年度一〇三・四四%、三十二年度一〇三・〇四%で何れも僅かながら繰入れを必要としている。高安では三十一年度八七・二七%でかなり良好であつたのに反し三十二年度では一〇三・七六%となつて繰入れを必要としている。この原因は人件費の著しい増加によるもので今少し経費の節減を計り独立採算を期すべきである。

診療所の事務は、かなり改善を要する点があるように見受けたので注意を与え早急に改善するよう要望しておいた。大要は次のとおりである。

❶南高安診療所

事務処理状況は四診療所中第一でよく整備されていた。薬品台帳の整理も良好で薬品の保管、受払にも完全に行われていることを認めた。なお各業者別に購入物品（原材料を含む）の登録をし、代金支払に際し照合に便ならしめると同時に誤払や遅払等のないように万全の措置が望ましい。

❷高安診療所

開設当時適当な事務処理者がなかつたために事務処理はできていない。往診日誌の記録も適当でない。例えば何月何日、何某、何回なしでその数字が消されていたり、増加されたりしたものがあつた。往診日誌は往診手当請求の資料に一番手取り早く利用されるものであるから、照合について疑念を持たれるような事のないように一件毎に時刻を記入し、順序に従つて記入するべきである。

また原材料の受払にも購入台帳にも登録せず、伝票のみで処理していた。

次に診療報酬及び一部負担金の収納の処理が十分でない。その日その日の未納分を総額から差引し、納付されたときは赤字をもつて差引と言つたような煩わしい日計表の作成を行つているため未納者の請求を誤つたり、洩れたり、計算を誤つたりする虞れが多分にある。これはやはり現金収入日計と未収入金の収入日計とは別個に調整して集計して行く方法によらねばならない。なお未納者については別に未納者処理簿を作成した方が明白であり能率的である。

❸西郡診療所

（イ）往診日誌の備付がなく単なる覚書程度でノートに記入していた。訂正したもの、挿入書したものは必ず訂正印を押すべきである。

（ロ）金銭出納簿の記入が完全でない。金銭出納簿には必ず集計を待すべきである。月計累計のないような金銭出納簿は役に立たない。診察券、処置料、投薬料、文書料等区分されていても集計がなければ総計と照合することもできない。

❹大正診療所

（イ）診療所設置後日が浅いが未納者が九五件、金額にして一二、三七〇円となつていた。整理し易いように未納者処理簿を調製し月々集金しなければならない。

（ロ）日々の収納金は即日出納員（大正出張所長）に送付しなければならないのに拘らず三日乃至五日遅れて納入している。出納員でない者が金銭を取扱う場合は、余程注意しなければならないのに三日乃至五日も公金を手許で勝手に保管しているのは、過ちの生ずる原因となるから厳に慎まなければならない。

なお、この際一言しておきたい。診療所窓口では金銭を扱わず病院のように処方を調製して本人が出納員へ直接納入し、その領収済通知書によつて処置或は投薬する方法を考えられたい。（おわり）

国民健康保険直営診療所収支状況

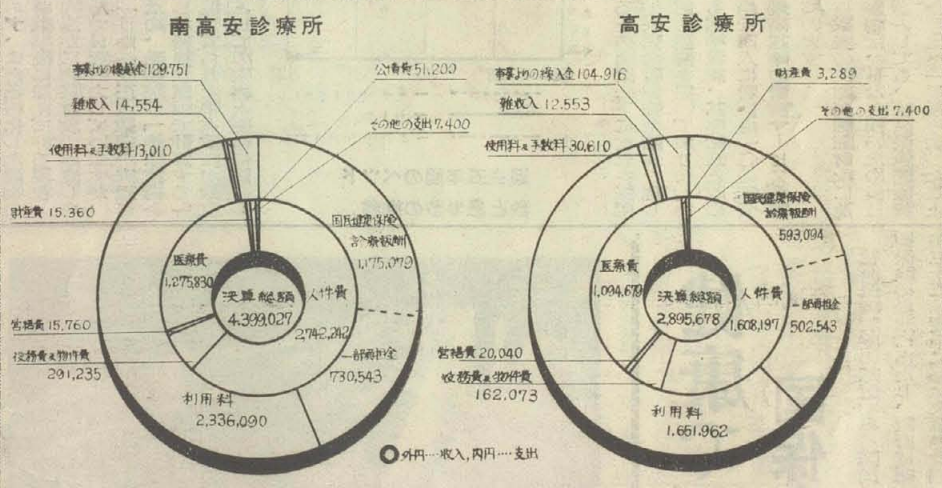

国民健康保険事業勘定収支状況

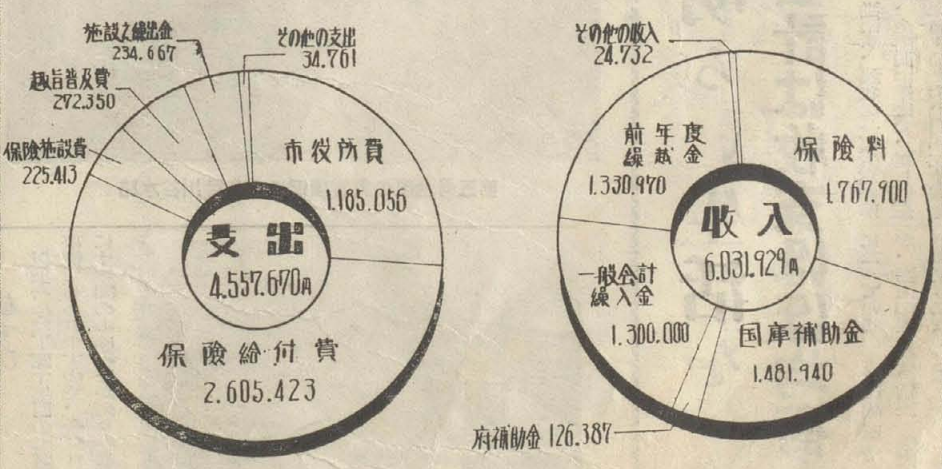

―三面からつづく―

重要な保険給付については、被保険者の療養に要する費用、即ち被保険者が病気やけが等によつて、医師に診て貰つた治療費に対する市（保険者）が負担した額は、支出総額の五七%にあたります。これを被保険者一人当りについて計算しますと年額一、〇〇二円を市（保険者）が負担したことになります。それでは、被保険者が病気やけが等によつて医師に診て貰つて実際に負担して頂いた額は、一般健康保険負担または結核予防法の国庫負担等があつて療養費総額の三六%負担して頂いたことになります。

次に国民健康保険直営診療所の施設費についてご説明します。皆様もすでにご存じの事と思いますが、直営診療所は適正診療並びに早期診療をモットーとして地区民の信頼をうけて良好な運営を行っています。この直営診療所の財政状況については、別表の図表の通り、南高安診療所三・〇%高安診療所三・六%の事業費からの繰入をもつて昭和三十二年度の収支はほぼ均衡を保ち、大体独立採算がとれています。

適正で早期診療を目標

次に昭和三十二年度の利用状況ですが、南高安診療所では、一般診療の患者数が一四、二八〇人、これを一日当りに計算しますと平均患者数四六・八人となり、歯科診療では二、五六二人で一日当り平均患者数は八・五人となります。また高安診療所では、患者数が九、九六五人で一日当り平均患者数が三二・八人です。なお直営診療所の運営について地区市民から批判があると思いますが、今後全市域国民健康保険実施と相伴つて被保険者が気軽に最も進歩した近代医学の治療をうけて頂くため目下診療運営並びに診療設備について研究をつづけておりますので今後一層のご協力をお願いします。

以上昭和三十二年度の財政状態をご説明申し上げましたが、先にも申しましたとおり、当市は、昭和三十四年四月より全市域国民健康保険実施のため、市会代表、市民代表、医師会代表等をもつて準備委員会を設置し、全市域実施計画並びに準備を続けておりますので今後共一層の深いご理解とご協力をお願いします。